

平成 19 年 1 月 26 日
総務省統計局

平成 17 年基準 消費者物価指数
ラスパイレス連鎖基準方式による消費者物価指数の公表について

総務省では、平成 19 年 3 月 2 日から、「ラスパイレス連鎖基準方式による消費者物価指数」の月次指数を参考指数として公表します。

1 経緯

消費者物価指数においては、家計の消費構造の変化をより迅速に指数に反映させるため、毎年ウエイトを更新して指数を計算する「ラスパイレス連鎖基準方式による消費者物価指数」（「連鎖方式による消費者物価指数」と略称。）の年平均指数を、昭和 50 年基準から参考指数として公表していますが、平成 17 年基準では、更なる早期化の要望にこたえるため、月次指数についても公表を開始します。

2 公表内容

全国及び東京都区部について、生鮮食品を除く系列の中分類まで公表します。

3 公表方法

速報冊子には、全国の生鮮食品を除く系列について 10 大費目まで掲載し、その他の結果については、ホームページに掲載します。

4 公表開始時期

平成 19 年 3 月 2 日（平成 19 年 1 月分から）

5 その他

(1) 毎年 1 月分から 4 月分までの指数は、当該年の計算に用いる前年のウエイトが未定のため、前々年のウエイトを用いて計算した暫定値となります。この暫定値については、前年のウエイトが確定した後、遡及して再計算した上で確定値とすることとしています。

このため、来月公表する結果は「暫定値」となりますので、ご注意ください。

(2) 東京都区部については、中旬速報値は計算せず、全国公表の際に併せて公表します。